

島根みんなで子育て応援賞要綱

(趣旨)

第1条 子育ての分野において、長年にわたり島根県内の子どもや子育て家庭に対して積極的にボランティア等の支援に取り組み、格段の貢献があった者に対してその功績をたたえ感謝の意を表すとともに、子どもの育成される社会づくりを促進する。

(対象者)

第2条 贈呈の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域での子育て応援ボランティア等に取り組む個人
※放課後児童支援員及び補助員、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員、保育補助、保育ママ 等
- (2) 県内全域を活動範囲として組織される子育て支援団体の役員
※島根県保育協議会、島根県認可保育園(所)理事長会、日本保育協会
島根県支部、島根県私立保育園連盟 等

(選考基準)

第3条 贈呈の選考基準は、以下のとおり定め、前年度末時点において、すべての要件を満たしているものとする。

- (1) 地域での子育て応援ボランティア等に取り組むの個人
 - ア 本県の在住者であること。
 - イ 地域での子育て支援に積極的に取り組んでいること。
 - ウ 活動年数が通算10年以上であること。
 - エ 過去10年以内に個人情報の流出、虐待その他不祥事を起こしていないこと。
- (2) 県内全域を活動範囲として組織される子育て支援団体の役員
 - ア 役員年数が通算5年以上であること。
 - イ 過去10年以内に個人情報の流出、虐待その他不祥事を起こしていないこと。

(選考)

第4条 候補者の選考に当たっては、貢献者について広く調査するとともに、関係機関と十分協議した上で、慎重に選考すること。

(候補者の推薦)

第5条 次の各号に定めるものとする。

- (1) 市町村長は、第2条第1号のものを推薦書(別紙様式1号)にて知事に推薦することができる。
- (2) 子育て支援団体の長は、第2条第2号のものを推薦書(別紙様式2号)にて知事に推薦することができる。

(贈呈の方法)

第6条 原則として知事が感謝状を贈呈することにより行う。

(贈呈の時期)

第7条 原則として毎年行うこととし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(所掌)

第8条 感謝状贈呈に関する事務は、島根県健康福祉部子ども・子育て支援課において行う。

附則 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。